

盛土等の適正な管理で安全安心な暮らしを



土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”

自宅が盛土造成地に開発されたものかどうか、
調べる方法はある？

宅地を造成する場合、盛土と切土を組み合わせる手法が一般的です。このような盛土造成地のうち大規模なものについては、各地方公共団体のウェブサイトや以下のウェブサイトからマップ上で位置を確認することができます。

ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>

※「重ねるハザードマップの地図を見る」→「すべての情報から選択」→「土地の特徴・成り立ち」→「大規模盛土造成地」を選択
大規模盛土造成地においては、大規模地震時に崖崩れや土砂の流出による被害が発生したケースもあり、ご自宅が大規模盛土造成地の上にある場合は、5ページのような擁壁の割れなどが生じていないかなど、盛土等に問題がないか留意する必要があります。

※大規模盛土造成地マップは、大規模地震発生時において滑动崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき盛土を示したものであって、直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではありません。

他にも、地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) で
昔の航空写真と見比べる方法や、
自宅ができる頃から近所に住んでいる人に
聞いてみる方法もあるよ。



土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”

また、今後、都道府県や市による規制区域内の既存盛土の分布状況に関する調査結果についても、それぞれのウェブサイト等で公表される予定です。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>
農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>
林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>



国土交通省



農林水産省



林野庁

盛土等による災害を防ぐための、大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を
規制する取り組みが
始まります



盛土規制法が **令和5年 5月26日** に施行され、
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

今後、都道府県や市で規制区域の指定が進められます。

危険な盛土等*による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、土砂の仮置きをいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



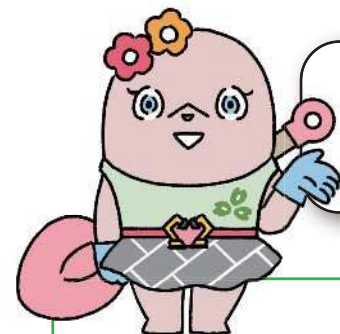
▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土砂の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟



廃棄された土砂の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域が指定されます

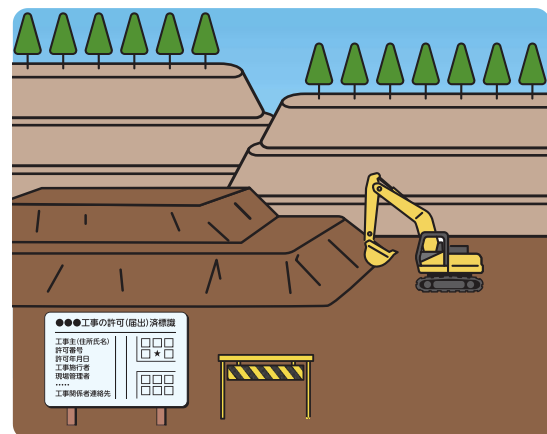
盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等*が盛土等を安全に保つ責務があります。



※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

盛土等についての Q&A

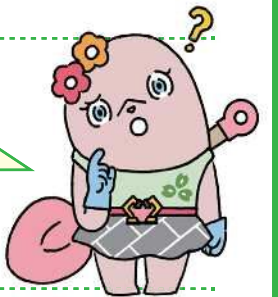


Q1 新たな法律はいつから施行されるの?

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県や市が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の中か外かは、どうすれば分かるの?

都道府県や市のウェブサイトを確認することができます。



Q3 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要なの?

盛土・切土や擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意が必要です。

Q4 土地を買う時、不動産屋さんから説明があるの?

規制区域内で不動産取引を行う場合は、重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることになります。



Q5 許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられるの?

許可された場合はウェブサイト等で公表されるほか、工事中は現場に標識の設置が必要となります。ただし、まだ規制区域が指定されていない場合や許可対象外の工事である場合もあります。

Q6 以前から近くの山中にあやしい盛土があるけど、危険なの?

盛土に割れが出ている、盛土から水が大量にしみ出している、といった現象が見られる場合は注意が必要です。まずは、都道府県や市の盛土担当部局までお知らせください。



盛土等を安全な状態に保つためには維持管理が重要です

重要!! 盛土等の維持管理

- 規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。
- 土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周辺の安全確保のため、土地所有者等に是正命令が行われる場合もあります。
- 盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが非常に重要です。

定期的な盛土等の状態を確認することが大切だね。



↓ このような現象が見られる場合は注意が必要です！
所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

盛土の割れ



地下水の流出



擁壁の割れ



重要!! 不法な盛土等の早期発見のために

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。

不審な盛土等がないか、しっかり確認します。



盛土等を規制する「規制区域」が指定されます

規制区域のイメージ

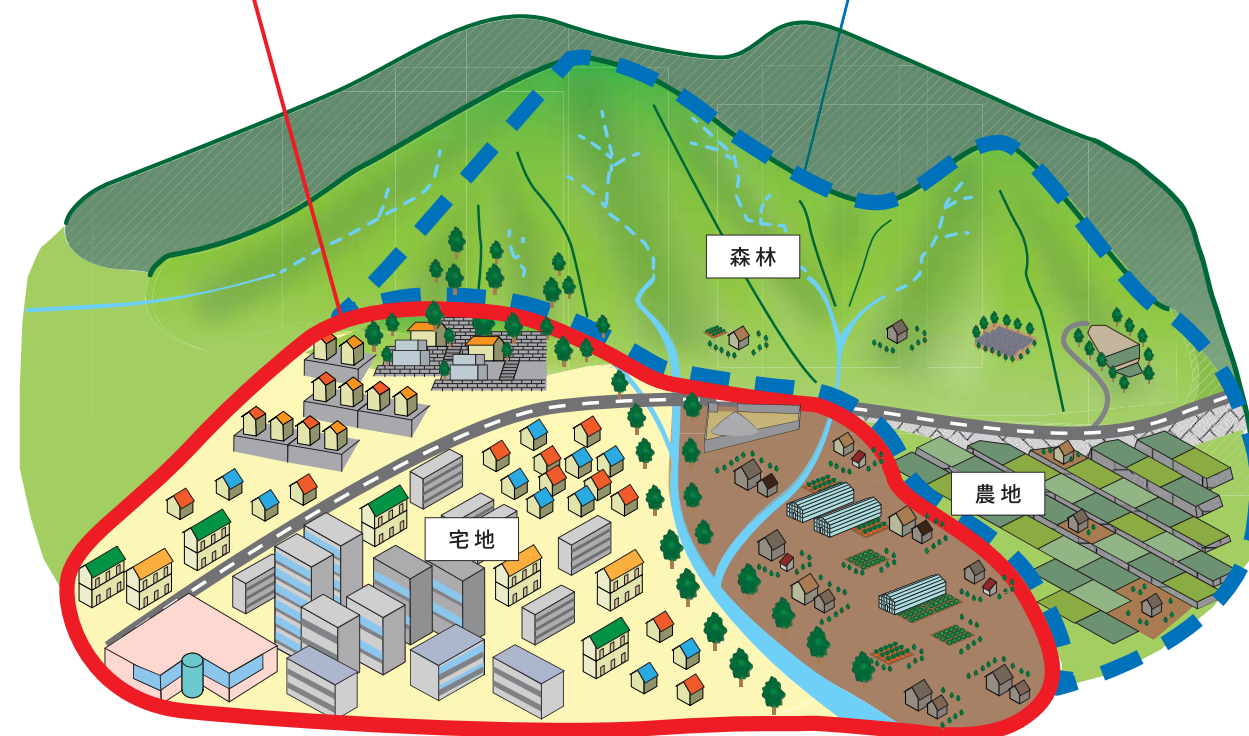
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県や市は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域の指定について

規制区域は、都道府県や市が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

規制区域の指定状況は、都道府県や市にご確認ください。

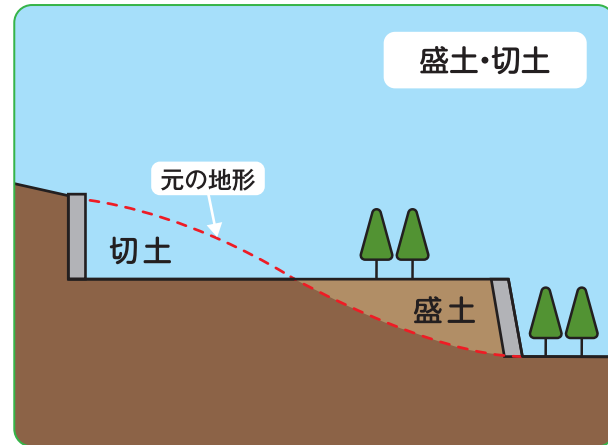


安全な盛土等をつくるために

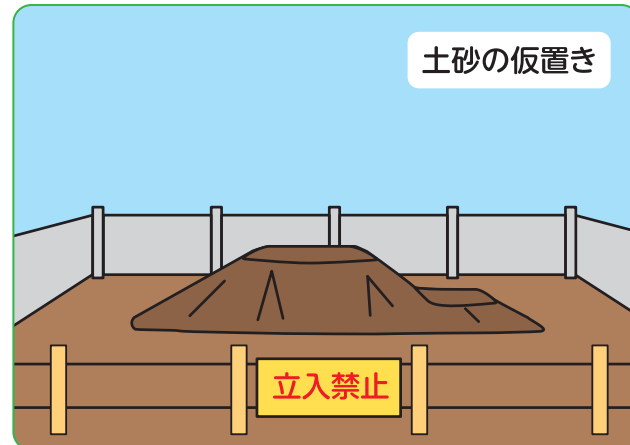
主な規制対象

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県や市の許可が必要となります。

許可が必要となる盛土等とは下記のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。



盛土・切土



土砂の仮置き

例えば…

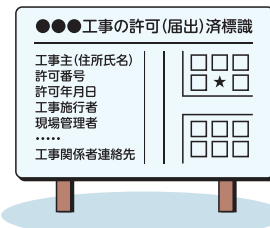
- ・宅地を造成するための盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

例えば…

- ・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

規制対象となる盛土等に対する措置

規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、不正な盛土等を見つけやすくなります。標識がない等の不審な盛土等を見つけたら、最寄りの都道府県や市までお知らせください。



許可を受けた盛土等の近くには、左上のような看板が設置されます。



都道府県や市が許可地の一覧を公表

工事主が周辺住民に事前周知

工事主が工事現場に標識を掲示

注意

【無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象となります】

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

安全な盛土等とするための基準が定められています

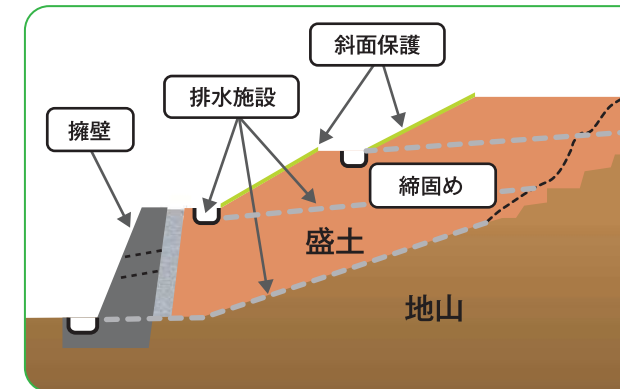
盛土等の安全基準

規制区域内で行われる盛土等の許可を受けるためには、安全基準に適合させる必要があります。

< 盛土・切土 >

安全基準の例(盛土)

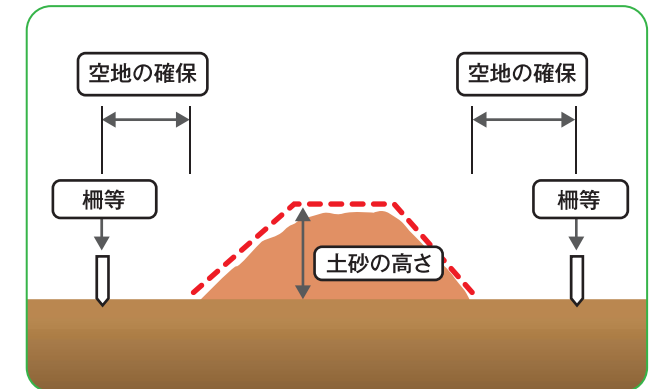
- ・盛土内に水がたまらないように排水施設を設置
- ・崩れにくくするために締固めを実施 等



< 土砂の仮置き >

安全基準の例

- ・土砂が流れないように地盤勾配
- ・周囲との安全な距離を保つために、空地を確保 等



許可申請から工事完了までの流れ

許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

工事完了

- 完了検査
安全基準への適合について検査

許可申請・許可

- 許可基準への適合
許可基準
▶災害防止のための安全基準に適合すること
▶工事主が必要な資力・信用を有すること
▶工事施行者が必要な能力を有すること
▶土地の所有者等全員の同意を得ていること
- 都道府県知事等の許可
都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

工事着手

- 現場での標識掲出
工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示
- 定期報告※
工事の施行状況について、定期的に報告
- 中間検査※
工事完了後に確認困難となる工程について検査
※一定規模以上の盛土等が対象です。